

別紙

「(仮称) あつみ第二風力発電事業環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、中部電力株式会社が、愛知県田原市において、総出力が最大で21,000kW、定格出力が最大で4,200kWの風力発電設備5基を設置する事業である。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月閣議決定）では、2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組むこととしている。風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

対象事業実施区域の周辺には、複数の住居、学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設（以下「住居等」という。）が存在しており、本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴い騒音レベルが最大で8dB増加する予測結果となっているほか、周辺の他事業との累積的な騒音予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」（平成29年5月環境省）に基づく指針値を超過している。風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参考値を複数地点において超過している。

また、対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号。以下「種の保存法」という。）に基づき国内希少野生動植物種（以下「国内希少種」という。）に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づく特別天然記念物及び種の保存法に基づき国内希少種に指定されているコウノトリの飛翔も確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺には、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「鳥獣保護管理法」という。）に基づき、森林鳥獣生息地に指定されている県指定伊良湖鳥獣保護区が存在している。

さらに、対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）に基づき絶滅危惧IA類に選定されているハギクソウ等が生育しており、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植物調査）で植生自然度が高いとされたチガヤーハマゴウ群集、ハマグルマーハマゴウ群集、ハマグルマーコウボウムギ群集等の砂丘植生が広く分布し、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された飛砂防備保安林、保健保安林等が存在し、「環境省レッドリスト2020」に基づき絶滅危惧II類に選定されているシロチドリやハヤブサ等の重要な鳥類の生息・営巣適地である生態系となっている。

加えて、対象事業実施区域は、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づく三

河湾国定公園の第2種特別地域及び普通地域に指定されている。当該国定公園は渥美半島・知多半島と湾奥部の海岸景観等を理由に指定されているが、本事業は当該国定公園の第2種特別地域に指定されている砂浜において、風力発電設備5基を設置する計画となっている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

(1) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明について

本事業計画の今後の検討に当たっては、国定公園等に係る関係機関等と調整を十分に行い、環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

(2) 事後調査等について

ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を適切に講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。

(3) 累積的な影響について

ア 対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図るために、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

イ 他の事業者から累積的な影響の予測及び評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有し、地域全体の環境影響の低減を図ること。

2. 各論

(1) 騒音及び風車の影に係る影響

対象事業実施区域の周辺には、住居等が存在しており、本事業の実施により、風力発電設備の稼働に伴い騒音レベルが最大で8dB増加する予測結果となっているほか、周辺の他事業との累積的な騒音予測結果において、「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について」に基づく指針値を超過している。また、風力発電設備の稼働に伴う風車の影の予測では、事業者が参考とした諸外国のガイドラインの参照値を複数地点において超過している。

このため、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響を極力低減する観点から、評価書段階での予測及び評価結果に基づき、風力発電設備の稼働に伴う騒音及び風車の影による生活環境への影響が生じるおそれのある住居等に対して、環境保全措置及びその効果を含む十分な事前説明を実施すること。

(2) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、種の保存法に基づき国内希少種に指定されているハヤブサ等の希少猛禽類の生息が確認されており、対象事業実施区域の周辺では、文化財保護法に基づく特別天然記念物に指定されているコウノトリの飛翔も確認されているほか、対象事業実施区域及びその周辺には、鳥獣保護管理法に基づき、森林鳥獣生息地に指定されている県指定伊良湖鳥獣保護区が存在している。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、稼働後のバードストライクの有無に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、バードストライクが確認される等、重要な鳥類や渡り鳥に対する重大な影響が認められた場合は、環境保全措置に係る最新の知見の収集に努め、専門家等からの助言を踏まえて、渡り鳥の移動経路等に係る調査、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれがある季節・時間帯の稼働調整等を含むより効果が高い追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、速やかに関係機関への連絡及び調整を行い、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力をを行うこと。

(3) 植物及び生態系に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺には、「環境省レッドリスト 2020」に基づき絶滅危惧ⅠA類に選定されているハギクソウ等が生育しており、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回及び第7回調査（植物調査）で植生自然度が高いとされたチガヤーハマゴウ群集、ハマグルマーハマゴウ群集、ハマグルマーコウボウムギ群集等の植生が広く分布しているとともに、森林法に基づき指定された飛砂防備保安林、保健保安林等が存在し、「環境省レッドリスト 2020」に基づき絶滅危惧Ⅱ類に選定されているシロチドリやハヤブサ等の重要な鳥類の生息・営巣適地である生態系となっていることから、工事用道路の一時的な敷設により、自然度の高い植生及び生態系への影響が懸念される。

このため、工事用道路に関する工事計画の見直しを行い、工事工程毎の改変面積を最小限に抑えること等により、自然度の高い植生及び生態系への影響を回避又は極力低減すること。

また、事業実施により対象事業実施区域の環境変化が生じると考えられるため、今後、専門家等の指導・助言を得て、ハギクソウ等の海浜植生の生育状況等については、環境監視を実施し、必要に応じて公表に努めること。

（4）景観に対する影響

対象事業実施区域は、自然公園法に基づく三河湾国定公園の第2種特別地域及び普通地域に指定されており、当該国定公園は、渥美半島・知多半島と湾奥部の海岸景観等を主な理由に指定されている。一方で、本事業は当該国定公園の第2種特別地域に指定されている砂浜において、風力発電設備5基を設置する計画となっており、本地域の景観構成要素である砂浜や海浜植生を改変し、眺望景観に変化を生じさせる計画となっている。

このため、当該国定公園の管理者、地方公共団体その他関係機関、地域住民等の意見を踏まえた上で、本事業の実施による当該国定公園の海岸景観等への影響を極力低減するよう引き続き検討し、当該国定公園の景観保全に十全を期すること。